

教えて！土手内さん

～財産債務調書について～



平成27年度の税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書を見直し、一定の基準を満たす方に対し、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求める制度が、平成28年1月から施行されています。

⑥ 財産債務調書を提出しなければならない方 ⑤

① 所得税等の確定申告を提出しなければならない方



YES

② その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額(※)が2,000万円超える方

(※)申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額です。



YES

③ その年の12月31日において、その保有する財産及び債務の価格の合計額が、

- 3億円以上の財産を有する方

又は

- 1億円以上の国外転出特例対象財産(※)を有する方

(※)所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。



YES

提出が必要です。

「財産債務調書」の提出制度では、その他の措置が次のように設けられています。

①「財産債務調書」を提出期限内に提出した場合には、「財産債務調書」に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されます。

②「財産債務調書」の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された「財産債務調書」に記載すべき財産又は債務の記載がない場合(重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます)に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ(死亡した方に係るものを除きます)が生じたとき、過少申告加算税等が5%加重されます。



※ 当事務所では、お一人様3万円（消費税抜）から財産債務調書の作成を承っております。

**税理士法人
土手内総合事務所**